

八幡平市監査委員告示第5号

平成30年7月25日付け八監査第072501号の定期監査（平成30年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月25日

八幡平市監査委員 村 山 巧  
八幡平市監査委員 井 上 辰 男

措置内容 別紙のとおり

平成 30 年 5 月定期監査指摘事項の措置状況通知書

田山スキー場

平成 30 年 5 月 21 日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>田山スキー場のリフト点検委託業務について</p> <p>平成29年度に田山スキー場が実施した「2017/2018期リフト点検業務」（契約期間：平成29年11月13日～平成29年12月28日）は、八幡平市契約規則第22条第1項第1号の規定に基づき、契約書を省略し、業務委託指示書による随意契約により、同スキー場の2基のリフトを対象に、契約期間中に2回の点検を行うものである。しかしながら、点検契約款第3条1の(3)に「乙は点検記録表に基づく点検が終了したときは、直ちに点検記録表を甲に提出し その結果を報告する。」と記載されているにもかかわらず、契約期間内に実施したと思われる2回全ての点検記録表が証拠書類として綴られないため、「いつ、誰が、どのように点検したのか、そして、その結果はどうであったのか」が全く不明である。また、平成29年 12月28日に実施</p>	<p>安全・安心を最優先に、万全を期すべきスキー場の保守点検業務及びそれに付随する書類整備についてはご指摘のとおり不適切な事務処理でした。</p> <p>各種の保守点検の際は、索道技術管理者、索道技術管理員の確認だけでなく、保守点検記録の作成または確認を行うとともに点検記録の継続管理によるリフト施設等の維持管理を行うことといたしました。</p>	<p>各種の保守点検の際は、職員間で保守点検記録の作成または確認の徹底と点検記録の共有を図る。</p>	<p>平成 31 年 1 月 28 日</p>

<p>したとされる当該委託業務の検収については、検収調書のみが1枚あるだけで、検収の際の資料や写真等、一切の証拠書類が添付されていないため、「何を、どのように検収したのか」が不明である。スキー客の安全・安心を最優先に、万全を期すべきスキー場の保守点検業務及びそれに付随する書類整備が明らかに不適切である。業務の進め方等を検証し、再発防止策を徹底したうえで保守点適切に行うこと。</p>			
--	--	--	--